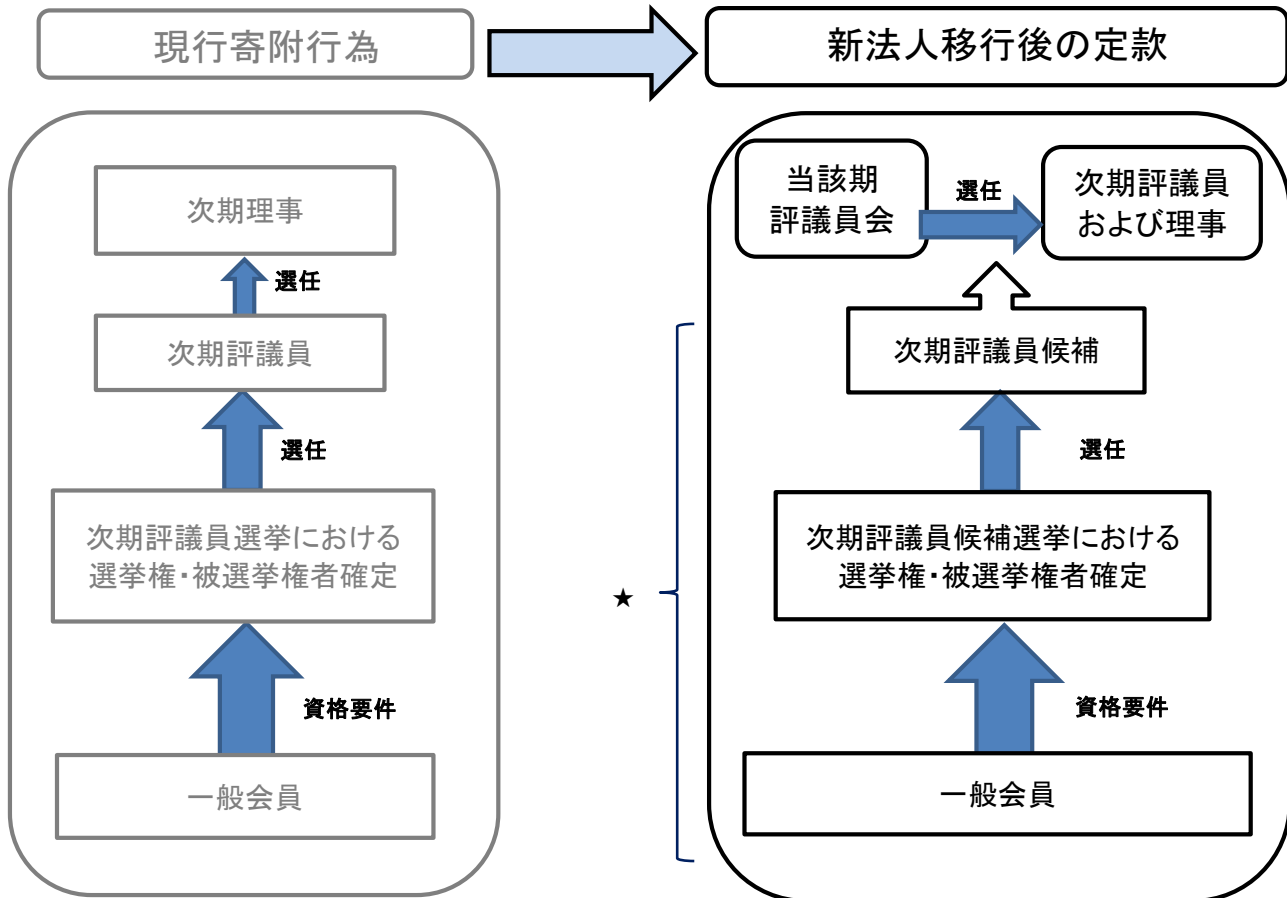


# 新法人への移行

制度改革の目的 = 内部統治の強化  
【評議員会による理事会監督権限の拡大】



★この部分は、法人制度改革において求められているわけではない。  
一般会員の声を学会運営に反映させる現行体制を実質的に担保するこ  
とを意図したものである。

## 重要な変更点

- ①評議員については前期の評議員会がこれを選任する。
- ②現在の評議員選挙を「評議員候補選挙」に改める。
- ③新法人移行時点の評議員（いわゆる最初の評議員）については、評議員候補選挙の開票結果を受けて、最初の評議員選定委員がこれを選任する。
- ④理事についても前期の評議員会がこれを選任する。
- ⑤法律に基づき評議員の任期を4年、理事の任期を2年とする。
- ⑥理事会、評議員会の定数（その上限と下限）を定める。
- ⑦理事、評議員の交代時期を11月の研究大会開催時点から6月の定時評議員会開催時点に変更する。